

おるんですが、そのようなことを内容的に要望しております。

さらに政治的というものになりますとこれは政治の問題ですが、（笑声）市長が政治的に配慮していかねければならぬ。内容は、これとこれとこれが政治だというところは言い切れませんけれど、大体、特に交付税の関係については極力足を運んで福生市の実情を訴えること等が政治的なことだと思います。

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

○十一番 討論の通告がありますのでこれより討論を行います。
討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者十一番 原 敏子君。

（十一番 原 敏子君登壇）

○十一番（原 敏子君） 議案第三十号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算（第七号）について反対討論を行います。

この補正は特別交付税が決定したため、その増額分と予備費を合わせて一億五千万円を都市施設整備基金へ積み立てるというものです。このように予算の組み方は従来から年度末に来て特別交付税が決定

するからというところで行われてきました。

私も日本共産党は当初からもっと多くの予算計上をし、財源として有効に活用し、市民の要求実現を図るべきだと主張してきましたが、市当局はこれまでどおりの予算計上を行い、市民要求を後回しにし財源を積み立てているこの予算に反対するものです。

いまも質問の中で答弁がありましたように、基地があるためにこれだけの特別交付税が福生市に来るものです。ですから基地の被害を受け、いる市民がこの特別交付税を十分に使えるようなやうな予算を当初予算のときに計上していただきたい、このように考えます。

また、この特別交付税の予算化につきましては、抜本的に考え直す必要があると思いを申し述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で討論は終わります。

これより議案第三十号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第三十号について賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田村市郎君) 起立多数であります。よつて議案第三十号は、
原案のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十二 陳情第五十九二号 外国人登録法

(指紋押捺など)の是正に関する陳情書を議題といたします。
本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で意見を終ります。

陳情第五十九二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり
厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま厚生委員会に付託いたしました陳情第五十九二号は、閉会
中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて陳情第五十九二号

は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十三 閉会中の継続審査申し出についてを
議題といたします。

厚生委員長から目下当委員会において審査中の案件について、
会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の
継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて本件は申し出のとおり
閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十四 特定事件の継続調査についてを議

題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありおした。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思

います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 以上をもって今日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、昭和五十九年第一回福生市議会定例会を閉会いたします。
午後一時三十四分 閉議、閉会

署名議員

福生市議会議長

田村市郎

議員

高水惣八

議員

東日正治

議員

坂川寛

福生市議会議長

田村市郎

追加議案の送付について

昭和五十九年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

議案第三十号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算(第七号)

写

福総庶彙第三千二百二十六号

昭和五十九年三月十九日

福生市長 田村 匡雄 (印)

福生市議会議長

田
村
市
郎
殿

追加議案の送付について

昭和五十九年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第三十号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算（第七号）

陳情第五十九―二号

外国人登録法（指紋押捺など）の是正に関する陳情書

(陳情趣旨)

現在、日本には約六十七万人の韓国人が居住しておりますが、その中の約八六%は本邦で生まれた者によつて占められ、地域住民としての納税などの諸義務はもちろん、善隣友好を深め、地域社会の一員としての役割を果たしております。

このように居住する韓国人がより豊かで開かれた住みよい環境にするためにも、現在、当事者である韓国人はもちろんのこと、日本国民からも批判のある外国人登録法の抜本的改正が、望ましいことであり、とくに指紋押捺、常時携帯・呈示義務の廃止、罰則規定の緩和が早急になされるべきであると痛感するものであります。

貴議会が人権侵害にかかわる外国人登録法の指紋押捺、常時携帯・呈示義務の廃止と罰則規定の緩和を求める意見書を議決し、これを関係機関に提出されるよう、ここに陳情いたします。

(陳情理由)

(一) 日本における外国人登録制度は、発足当初から問題があるとの内外からの批判があり、昨今では国際的見地からみても義務に厳しく権利に対する配慮に欠けるとの指摘が重ねられてきました。

近年に至り、公営住宅、公営金融などのいくつかの福祉行政から国籍条項が撤廃されました。

しかしながら、残されたいくつかの法改正に向けての日本政府の具体的で自主的な取組みの消極性については遺憾の念を禁じ得ません。

(二) 特に外国人登録における指紋押捺の問題は、在日外国人全般を犯罪者か又は犯罪容疑者と全く同じ線上において管理することを目的に施行されているものであり、外国人登録証明書を持つ者は定期的に精神的な苦痛と屈辱を強いられているのであります。太平洋戦争後既に四十年になんとなす今日、外国人登録令が公布された当時とは社会秩序が全く異なり、外国人登録証明書の更新ごとに指紋を押捺する意味はなくなり、行政当局にあつても全く不必要な作業が行われているにすぎません。加えて、外国人登録証明書の常時携帯及び呈示義務を課し、罰則としては二十万円に及ぶ罰金刑を規定しているのであります。

このことは当然、日本政府が批准し、発効した国際人権規約の精神や、基本的人権を擁護している憲法の精神にも反するだけでなく、また国際的潮流にもおくれをとるものであり、ひたすら外国人の「管理」のみを重視するものと断ぜざる

を得ません。

(三) このような諸状況を考慮され、日本に居住する協定永住権を持つ韓国人が、安心して生活し、かつ地域住民とも仲よく、地域社会をより豊かな住みよい環境にして
いる一員であることを勘案されて、左記につき貴議会で採択し、国などの関係機関
に意見書を提出されたく、ここに陳情いたします。

記

(陳情事項)

国に対して、外国人登録法の指紋押捺、常時携帯・呈示義務の廃止と過酷な罰則の緩和
を強く求めて下さること。

昭和五十九年三月八日

以上

陳情者

東京都福生市福生五五四

在日本大韓民国居留民団西東京西多摩支部

支団長 李

夏

林

印

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

写

福総庶発第 3 1 0 2 号

昭和 5 9 年 3 月 1 3 日

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

福生市長 田 村 匡 雄 ㊟

昭和 5 9 年度福生市一般会計予算の正誤に
ついて

このことについて、次のとおり訂正いたしたいので、よろしく
お取り計らいくださるようお願いいたします。

1 昭和 5 9 年度 福生市一般会計予算

ページ	訂 正 箇 所	誤	正
2 4 0	給与費明細書 2. 一般職 (1)総括 等級別職員数の 状況の表中 5 8 年 1 月 1 日現在の技 能労務職の計	7 5	7 4

審査報告

議案審査報告書

一件

名

議案第五号

福生市議會議員及び市長の選挙公報発行に関する

条例の一部を改正する条例

二 委員会付託月日

昭和五十九年三月九日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日

昭和五十九年三月十五日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十九年三月十五日

総務委員会

委員長 東 田 正 治

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

審査報告

議案審査報告書

一件

名

議案第二十八号

福生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正

する条例

二 委員会付託月日

昭和五十九年三月十四日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日

昭和五十九年三月十五日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十九年三月十五日

総務委員会

委員長 東 田 正 治

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿